

高田短期大学 介護・福祉研究

第 4 号

武 藤 敦 士

高田短期大学介護福祉研究センター

平成 30 年 3 月

研究論文

母子生活支援施設入所世帯の所得変動に関する一考察
— 入所後3年間の所得に注目して —

武藤 敦 士

I. 研究の背景と目的

日本における母子世帯対策の特徴のひとつに、母親の就労を支援することによって世帯の経済的自立（就労自立）を促進するワークフェア政策がある。厚生労働省（2002）「母子家庭等自立支援対策大綱」は子どもの成長にとって、「特に母子家庭については、母親の就労等による収入をもって自立できること、そしてその上で子育てができること」を求めており、それにともない、①児童扶養手当の引き締め、②子どもを監護しない親に対する養育費負担の強化、③就労自立の強化を推し進めてきた（いわゆる2002年改革¹⁾）²⁾。

母子生活支援施設においても、政策に対応するかたちで就労支援を強化したり、利用期間に上限を設けて就労自立を促す施設が存在している。施設のサイトに利用期間の目途を明記したり、施設入所時の誓約書の順守事項に利用期間（退所時期）を明記している施設もある。入所事務を司る行政機関においても、明確な期間設定をしている自治体がある³⁾。これら利用期間を明確に定めている行政機関や施設の多くは、2年もしくは3年を期限としている。

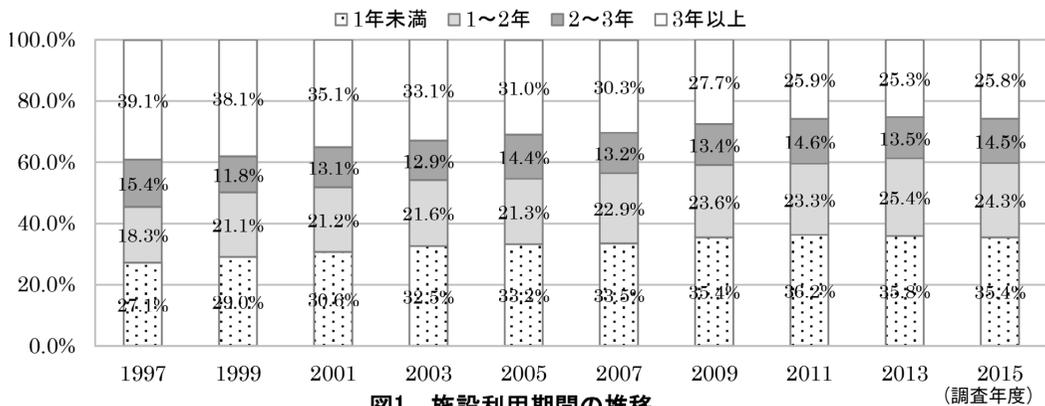


図1 施設利用期間の推移

※社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会『全国母子生活支援施設実態調査報告書（平成20年度・28年度）』より筆者作成。

※数値は「無回答」を除いて算出し、小数点以下第2位を四捨五入したものである。

このような動向のなかで、母子生活支援施設の利用期間が短期化しているのも事実である。施設利用期間の推移をみると、図1のとおり3年以内に退所している世帯の割合が増加している。その背景に、施設の支援によって短期間で経済的に自立可能な状態に至った

世帯の増加があるのであれば、行政機関や施設が定める2年もしくは3年といった利用期間を前提とした支援のあり方を研究と実践の主要課題として扱わなければならない。ところが、退所理由の内訳をみると、「経済的自立度が高まったので」という理由で退所している世帯は、ここ10年以上全体の2割程度で推移しており変化がみられない⁴。

本研究ではこうした諸状況から、母子生活支援施設入所世帯の入所中の所得変動に着目し、2002年改革によって打ち出された母子世帯対策と、行政機関や施設が定める2年もしくは3年といった施設利用期間の設定について、それぞれの妥当性を検証していきたい。

II. 先行研究

これまで母子生活支援施設入所世帯の入所中の所得変動を明らかにした研究は、残念ながら行われてこなかった。その背景には、各世帯の所得を施設が毎月把握することの難しさがあると考えられる。施設職員への毎月の所得申告は、入所世帯にしてみれば知られたくない自らの生活を開示する行為であるため、提供したデータを施設職員が自分たちの支援のために有効に活用してくれるという信頼関係が成り立っていないければ実現は難しい。そのため、世帯所得の把握自体行っていない施設や、年に数回の把握にとどまっている施設も多い。一方で、入所世帯と合意のもと、毎月の所得を把握している施設もある。しかし、その目的は個別支援に役立てるためであり外部に公表するようなものではなかったため、そのデータが研究の俎上に載せられることはなかった。

今回、某都市部にある民設民営のX母子生活支援施設（以下、X施設という）の協力のもと、入所世帯の所得変動を知ることが可能となった。こうした研究は母子生活支援施設に関する研究だけでなく、日本の母子世帯支援の現状と課題を考えるうえでも非常に有効である。日本の母子世帯について阿部（2008：135-7）は、「母子世帯の生活苦は、母子世帯となってからの年数がたつにつれて軽減するものではない」ばかりか、「時間がたつとともに、苦しくなる可能性も充分にある」ことを指摘している。厚生労働省（2017）「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」をみても、母子世帯になってからの期間が5年未満の世帯と5年以上の世帯の平均年間収入は同水準であり差がみられない⁵。このような特徴をもつ母子世帯が、専門的な支援が展開されている母子生活支援施設において、どの程度就労自立を達成しているのか把握することは、母子生活支援施設に関する研究と実践に必要なだけでなく、総合的・集中的な生活支援がどの程度母子世帯の就労自立を実現するのかという観点からも、母子世帯支援全般に関する研究と実践にとって重要な意味をもつ。

Ⅲ. 研究方法

1. 研究の方法

本研究では、X施設が入所世帯から聞き取っている毎月の所得金額に関するデータをもとに、入所世帯の所得状況とその変動をみていく。そのうえで、行政機関や施設が定める2年もしくは3年といった母子生活支援施設の利用期間の上限が、実態に即したものであるのかを検証する。

2. 調査方法, 対象, 期間

DV等様々な問題を抱えて母子生活支援施設に入所してきた母子世帯の母親に対して、本調査が二次被害になることのないように配慮し、直接的な調査を行わずにデータを収集することが可能なドキュメント分析の手法を採用した。調査はX施設を訪問し個人が特定されないように配慮しつつ、入所世帯の母親が毎月の所得を記載して提出している台帳から分析に必要な情報を転記した。

調査対象は、2010年代にX施設を利用した母子世帯のうち、調査対象期間とした5年間に入所し退所に至った17世帯と、3年以上在籍した5世帯の合計22ケースである。全て生別母子世帯であった。入所から退所までの変化をみるために、施設利用が1年に満たないケースを除外した。また、本研究の趣旨に鑑み、3年以上在籍した5世帯については入所時から36ヶ月分のみを分析対象とした。

なお、調査時期及び調査対象とした5年間の詳細、さらに入所理由や児童の性別、母親や児童の年齢等に関しては個人が特定される可能性があるため、本研究では明記しないことにした。

3. 倫理的配慮

本調査・研究は、一般社団法人日本社会福祉学会の研究倫理指針、高田短期大学研究倫理規定および高田短期大学介護福祉研究センター倫理規定にもとづいておこなうとともに、高田短期大学研究倫理委員会においてデータ利用の違法性、問題性について客観的な判断を仰ぎ、適正に処理した。調査・研究にあたっては、X施設を訪問し、調査の趣旨と手法、研究以外の目的でデータを使用しないこと、研究のうえで施設や個人が特定されることがないこと、収集した情報が外部に漏れることがないことなどに関する説明を行うとともに、調査・研究の目的、意義、方法、倫理的配慮及び個人情報保護、研究結果の公表方法などに関する詳細を定めた覚書を締結した。

4. 分析に使用したデータ

本研究では X 施設利用世帯の毎月の所得を、①就労収入、②訓練等給付金、失業給付、③児童扶養手当等社会手当、④生活保護費、⑤婚姻費用⁶（以下、婚費という）・養育費等、⑥家族・親族からの支援、以上6項目に分けて集計した。収集したデータは入所世帯の母親の自己申告にもとづくものであるため、申告漏れや記載ミスがある可能性は否めない。ただし、就労収入や社会手当、生活保護費などに関しては施設職員による確認がおこなわれているため、全体としての信憑性は高いと考えてよい。

IV. 調査結果の分析

1. 各世帯の所得状況

各世帯の入所中の所得状況については、表1のとおりである。

表1をみると、生活保護を受給している世帯が半数を超えている。全国的には近年、入所世帯の半数が生活保護を受給していることが明らかになっているが⁷、X施設ではそれを上回る22世帯中15世帯（68.2%）が生活保護を受給していた。その一因として、X施設の所在している地域が生活保護1級地-1であり、最低生活保障水準が高いという地域性が影響しているのではないかと考えられる。今回の調査対象はすべて生別母子世帯であったが、母子世帯の貧困問題は特に生別母子世帯において母親のワーキング・プア問題として生み出されてくることが多いため、最低生活保障水準の高い都市部に所在するX施設においても生活保護受給の条件を満たし、尚且つ申請の意思のある世帯が半数以上を占めたと考えられる。特に、最低生活保障水準が高くなる多子世帯ほど、その受給率が高いことがわかる。

一方で、生活保護を受給していない7世帯の所得をみると、それぞれの割合は違うものの、①就労収入、③児童扶養手当等社会手当、⑤婚費・養育費等、以上の3項目を中心に構成されている。このうち4ケース（ケース2, 8, 14, 20）は婚費・養育費等の割合が最も高くなっており、世帯所得の4～5割を占めている。この4ケースにみられる特徴として、毎月8～10万円の養育費を確実に受け取っていることにある。この4ケースと同水準の養育費を受け取っていたのはケース6のみであり、それ以外の世帯で婚費・養育費を受け取っている（若しくは受け取っていた）世帯は離婚成立とともに婚費の支払いがなくなり、同時に養育費の支払いが行われなくなった世帯や、月々支払われていても1～3.5万円の水準であった⁸。ケース13においては、婚費を受け取っていた期間が長かったため、所得に占める婚費・養育費等の割合が最も高くなっているが、離婚成立後は養育費のみとなりその水準が低下したため、それを補完するかたちで生活保護の受給を開始していた。

表1 各世帯の所得状況

ケース	世帯構成	世帯人員	平均所得 (円/月)	在所期間	所得の内訳					
					①就労 収入	②訓練等 給付金, 失業給付	③児童扶 養手当等 社会手当	④生活 保護費	⑤婚費・ 養育費等	⑥家族・ 親族から の支援
1	母+兄+兄+兄	4	291,427	30ヶ月	16.5%		25.6%	57.9%		
2	母+兄+兄+兄	4	234,292	28ヶ月	21.7%		37.5%		40.8%	
3	母+兄+兄+兄	4	298,567	27ヶ月	5.9%		23.7%	61.5%	8.9%	
4	母+兄+兄	3	237,835	22ヶ月	1.1%		21.9%	76.9%		0.1%
5	母+兄+兄	3	223,217	20ヶ月	7.5%		25.8%	66.6%		
6	母+兄+兄→小	3	227,818	18ヶ月	13.1%	4.9%	12.5%	34.7%	34.8%	
7	母+兄+兄	3	209,388	17ヶ月			9.8%	90.2%		
8	母+兄	2	124,070	36ヶ月(継続)			46.2%		53.5%	0.3%
9	母+兄	2	164,889	36ヶ月(継続)	58.2%		33.5%		6.6%	1.7%
10	母+兄	2	163,494	36ヶ月(継続)	59.1%		38.1%		2.5%	0.3%
11	母+兄	2	165,828	36ヶ月(継続)	5.0%		29.8%	65.1%		0.1%
12	母+兄	2	168,074	36ヶ月(継続)	30.2%		30.4%	14.2%	25.3%	
13	母+兄→小	2	146,467	36ヶ月	3.6%	6.8%	18.8%	19.4%	51.3%	
14	母+兄	2	190,518	28ヶ月	14.4%	15.7%	22.2%		45.7%	1.9%
15	母+兄	2	159,741	28ヶ月			34.1%	65.9%		
16	母+兄	2	155,394	28ヶ月	31.9%		40.2%		23.0%	4.9%
17	母+兄	2	166,853	27ヶ月	8.8%	6.7%	14.3%	70.2%		
18	母+兄	2	185,206	26ヶ月	12.0%		29.5%	58.1%	0.4%	
19	母+兄→兄	2	159,702	23ヶ月	5.9%		32.5%	61.6%		
20	母+兄	2	180,428	22ヶ月	7.8%	9.1%	25.7%		57.4%	
21	母+兄	2	145,791	21ヶ月			7.8%	92.2%		
22	母+兄	2	157,529	19ヶ月			30.2%	69.8%		

母：母親，兄：幼児，小：小学生，中：中学生，兄→兄：入所中に乳児から幼児に，兄→小：入所中に幼児から小学生に。

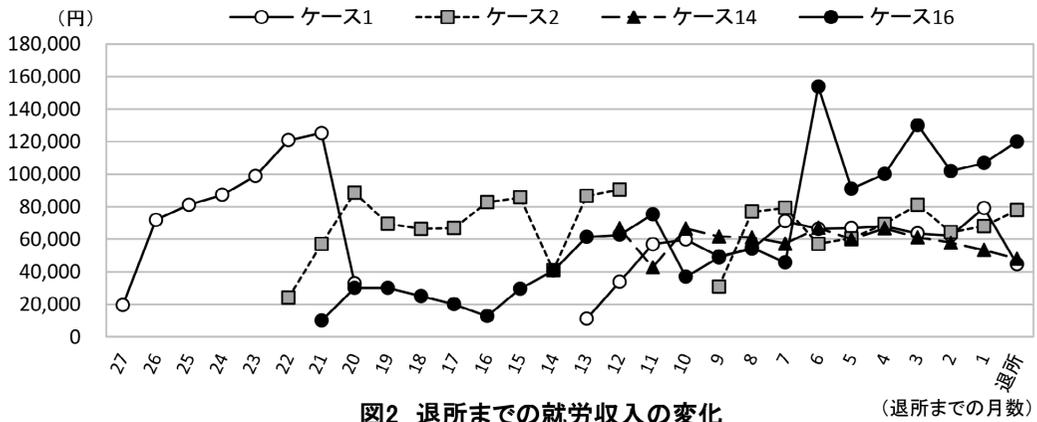
2. 就労収入の状況

生活保護を受給していない世帯においては、婚費・養育費の支払いが無いが、若しくは低い水準にある場合、必然的に児童扶養手当等社会手当のみでは不足する分を就労収入に求めることになる。その結果、世帯所得に占める就労収入の割合が高くなっていく。

今回分析に用いた22ケースのうち、就労収入が確認できたのは17ケースである。しかし、このなかで半年以上継続的に就労していたのは7ケース（退所4ケース，継続入所3ケース）のみであり、実態面からも母子世帯の母親が継続して就労することの難しさがうかがえる。

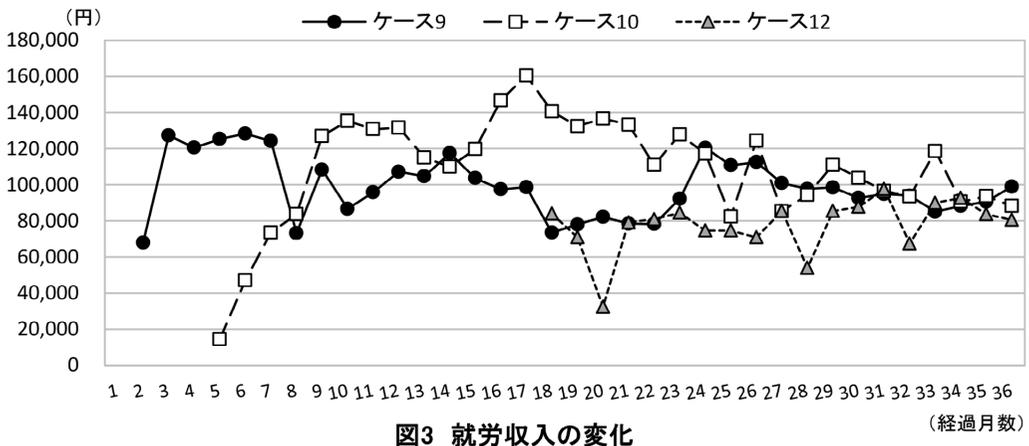
この7ケースのなかで、退所まで半年以上継続して就労していた4ケースをグラフ化すると、図2のとおりとなる。ケース16が唯一、就労収入の増加によって退所を決断したケースである。その他の3ケースにおいては就労を継続することによる就労収入の増加はみら

れず、退所の理由も行政機関が独自に定める施設利用期間の満了によるものや、公営住宅の当選によるものであった。そのため、退所と同時に退職、転職するケースもみられた。



※ケース1、ケース2の途切れている部分は、退職・転職した期間である。

次に、長期的な就労が収入の増加につながっているのかをみてみたい。図3は36ヶ月以上継続して入所している世帯のうち、長期の就労が確認できた3ケースの36ヶ月目までの就労収入の変化である。これをみると、入所期間が長期に及ぶほど就労収入が増加するのではなく、むしろ8～10万円のところへ収斂していくのがわかる。



以上のように、入所母子世帯にとっては就労を継続すること自体が相当に困難であり、継続して就労できたとしても、その収入は増加していくものではないことがわかる。

3. 婚姻費用・養育費の状況

近年、母子生活支援施設ではDV被害による入所世帯が増加しており、図4のように半数を超えている⁹。DV被害による入所世帯の多くは緊急的な対応により入所に至るため、入所後離婚に向けて動き出す世帯も少なくない。X施設でも弁護士等と連携して離婚に関する支援を行っていた。

ここまでみてきたように、入所とともに経済的に自立可能な就労に結び付くケースはほとんどないなかで、離婚に向けた取り組みと就労による経済的自立を両立することが非常に困難なことは容易に想像できる。DV被害による入所世帯の増加とともに、精神科を受診する母親の数も図4のように増加しており、支援は就労以前のところですでに相当の困難をとまなっていると考えられる。

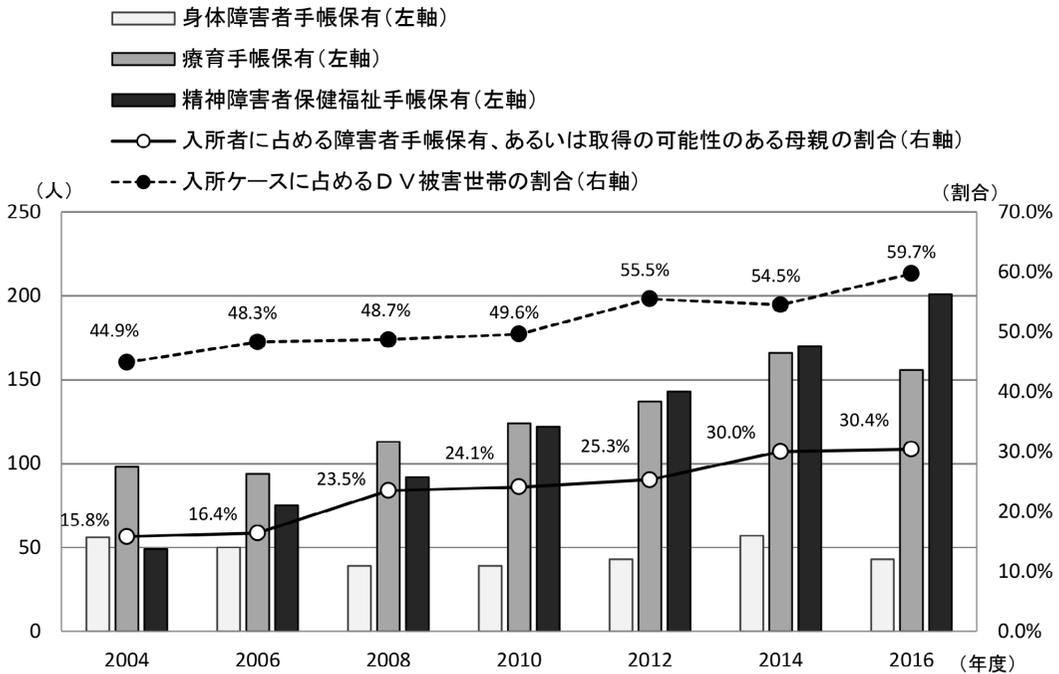


図4 障害のある母親の状況

※『全国母子生活支援施設実態調査報告書(平成26年度、平成28年度)』より筆者作成。

※障害者手帳を取得する可能性のある母親とは、手帳取得の可能性のある母親に加え、現に精神科等を受診している母親も含む。

そのような状況のなかで、婚費や養育費が母子の生活に果たす役割は大きい。今回の調査でも婚費や養育費が世帯所得の中心を占めているケースが6ケースあった。これらケースに共通する特徴は、相手方の男性に婚費や養育費を継続して負担するだけの経済的能力があったことである。ただし、今回の調査では婚費・養育費の性質上、離婚成立とともに受け取り金額が減少するケースが確認された(ケース6, 8)。その結果、ケース6(月額

10万円の婚費が3万円の養育費に)は生活保護の受給を開始し、ケース8(月額17万円の婚費が8万円の養育費に)は就労の開始により世帯所得の維持に努めていた。

養育費については2002年改革における強化項目のひとつでもあり、その特徴をつかむことが母子世帯支援の研究と実践では重要となってくる。厚生労働省(2017)「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」では、実際に養育費の取り決めをしている母子世帯は全体の42.9%でしかなく、継続して受け取っているのはその内の約半数、全体の24.3%である。X施設においても、司法と連携して支援しているにも関わらず、継続的に受け取っているのは8ケース(36.4%)のみであった。

2002年改革は子どもを監護しない親に対する養育費負担の強化を、子どもを監護する親(多くの場合母親)の自助努力に委ねているが、本調査結果からは弁護士等と連携した専門的支援があったとしても、相手方の男性の経済的能力が乏しい場合その実現が困難であることがわかる。

4. 児童扶養手当の状況

児童扶養手当等社会手当には児童扶養手当を中心に、児童手当や自治体から給付されるひとり親世帯を対象とした手当などが含まれる。調査対象期間中にDV被害者に対する児童扶養手当の支給要件が改正されたため、改正前の入所世帯の中には入所後1年近く児童扶養手当を受け取れなかったDV被害世帯も存在していた¹⁰。

児童扶養手当はひとり親世帯の生活の安定と自立の促進を目的としており、就労収入や養育費だけでは不足するひとり親世帯の生活費を補完している。社会手当としての性質上、受給に際して所得制限が設けられているが、今回調査対象とした22ケースすべてが受給していることから、入所世帯が低所得問題を抱えていることがわかる。

2002年改革は母子世帯が受け取る社会手当の中心となっている児童扶養手当を引き締めることによって、就労自立のインセンティブにしようとした。しかし、X施設では先にみたように継続的な就労が困難である世帯も多く、継続したとしても所得が右肩上がりに増加するものではないため、現在も多くの子帯で所得の2~4割程度を児童扶養手当等社会手当が占めている。就労収入や婚費・養育費だけでは生活を維持できない世帯に対し、児童扶養手当等社会手当の果たす役割が大きいことがわかる。

最近では子どもの貧困問題対策の一環として児童扶養手当制度の見直しが図られ、2016年8月以降、第2子以降への給付額が改善されている¹¹。しかし、今回の調査では給付額が月額最大4万2,330円(制度改正当時)のまま据え置かれた第1子だけの世帯が68.2%(22世帯中15世帯)と7割近くを占めているため、第2子以降への給付額を改善した今回の改正の効果は極めて限定的であると言わざるを得ない。給付額も、第2子月額5,000円から最大10,000円へ、第3子以降月額3,000円から最大6,000円へと、数千円の増額にとどまっており、各世帯の所得からみると大きな効果は期待できない。

全国的にみても、社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会(2017:99)『平成28年度母子生活支援施設実態調査報告書』では、1世帯あたりの児童数を1.67人(X施設は1.45人)と報告しており、第2子以降のみ増額した今回の改正が効果の小さいところへ限定的な給付改善を図ったにすぎないことは明らかである。

V. 考察

2002年改革の狙いは児童扶養手当の引き締めをインセンティブとして、母子世帯の母親に就労による経済的自立をこれまで以上に求めるものであった。それは、母子生活支援施設入所世帯の母親に対しても同様である。しかし、専門的な支援が展開されている母子生活支援施設においても、継続的に就労することが可能な母親はごく一部であり、さらに、継続して就労しても収入が増加するものではないことを確認できた。今回の調査結果を見る限り、行政機関や施設が定める2年もしくは3年という利用期間内に、入所世帯の母親が就労によって経済的に自立することは相当に困難であるといえる¹²。

経済的に自立可能な水準の収入を就労によって得ることが困難ななかで、それを婚費・養育費によって補っていたケースもあった。2002年改革は子どもを監護しない親に対する養育費負担の強化を求めており、X施設では弁護士等との連携によって、可能な限り婚費・養育費の受け取りを実現していたが、相手方の経済力によって受け取る額の多寡が決まるだけでなく、受け取ることができない世帯も多いことがわかった。施設による支援があっても受け取れないケースが少なくないことから、地域で生活する母子世帯の母親自身が、相手の男性に養育費等の負担を求めることが容易ではないことは想像に難くない。ましてやDV被害によって避難した世帯であればなおさらであろう。

就労による経済的自立が見込めず、それを補う婚費・養育費の受け取りが困難ななかで、入所世帯の生活に大きな役割を果たしていたのが児童扶養手当等社会手当である。しかし、児童扶養手当等社会手当の給付額には上限があり、それのみでは世帯生活を維持できない。就労収入や婚費・養育費だけでは不足する世帯の生活費を補完する役割を担っているだけである。2002年改革はこの社会手当の中心である児童扶養手当を引き締めたが、それは生活に困窮する母子世帯をただいたずらに追い詰めたに過ぎない。近年、児童扶養手当は子どもの貧困問題を背景に増額に転じたが、その効果が限定的であることは今回の調査結果からも明らかである。

就労収入や婚費・養育費だけでは不足する世帯の生活費を児童扶養手当等社会手当のみでは補完できない場合、最終的に生活保護によって補完することになる。今回の調査でも世帯所得の中心を生活保護費が占めている世帯が半数を超えていた。生活保護を受給することによって最低生活が保障されるだけでなく、毎月のおおよその受給額がわかるため、出費を計画的にコントロールしやすくなる。母子生活支援施設に入所している場合、職員による支援のもとで生活保護受給のための申請が可能であると同時に、計画的な活用

よって地域生活に向けた準備を行うことができる。

今回の調査では以上の結果が得られたが、本研究は施設入所後3年以内の所得変動に着目したため、限定されたデータの分析にとどまっている。また、母子生活支援施設の特性上、分析に用いたケースの数も限られており十分とはいえない。さらに、紙幅の関係から生活保護を受給している世帯としていない世帯の比較も十分に行うことができなかつた。そこで、今後の研究では今回の調査データから生活保護を受給している世帯としていない世帯の比較を行い、母子世帯が抱える課題を明らかにしたうえで、母子生活支援施設における支援のあり方について考えていきたい。

¹ 2002年改革について湯澤（2005）や堺（2010）は、この改革が母子世帯の貧困問題の解決・改善に主眼を置いていなかったことを指摘している。武藤（2017：52）では2002年改革の効果を児童扶養手当等給付費と受給母子世帯数の推移から検証し、「就労支援に重点をおいた2002年改革は、母子世帯の貧困問題を十分に解決・改善するものではなかつた」と結論づけた。

² この方向性は2017年4月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が発表した「ひとり親家庭等の支援について」においても踏襲されている。

³ 例えば東京都の荒川区役所は、「入所の期間は、2年とし、それ以降の期間については、1年ごとに施設長が入所者の意見を聴取するとともに期間についての目標を定めるものとする」（荒川区母子生活支援施設入所事務処理要綱第8条）と定めている。

⁴ 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2017）『平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』、p116。

⁵ 平成23年度調査では5年未満が290万円、5年以上が297万円、平成28年度調査では5年未満が351万円、5年以上が348万円と報告されている。

⁶ 夫婦が別居した場合、別居した配偶者や未成熟子が生活を維持するために必要な生活費を婚姻費用（婚費）といい、ここには子どもの養育費も含まれる。民法を根拠としており、母子生活支援施設入所世帯の場合一般的に夫が妻と子の生活保持義務を負うが、その金額は夫の負担能力に左右される。離婚が成立し婚姻関係が解消されると夫は妻に対する生活保持義務がなくなるため、子に対する養育費のみを負担することになる。

⁷ 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2017：180）『平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』では、入所世帯の50.7%が生活保護を受給していた。

⁸ 厚生労働省（2017）「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によると、養育費を現在も受けているかまたは受けたことがある母子世帯のうち額が決まっている世帯の平均月額が43,707円であるため、X施設の1～3.5万円という水準は全国平均をかなり下回る水準であることがわかる。

⁹ 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2017：111）『平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』は、夫などの暴力を理由に入所した世帯が平成24年度調査報告以降半数を超え、近年増加傾向にあることを明らかにしている。

¹⁰ 児童扶養手当は2012年8月以降、裁判所からDV保護命令が出された場合、すぐに受給できるようになったが、それ以前は父母が婚姻関係を解消せず別居した場合、一方の親が1年以上扶養・監護義務をまったく放棄していることが明らかになるまで、ひとり親世帯に準ずる状態として扱われず支給されなかった。

¹¹ 児童扶養手当制度は子どもの貧困問題を背景に、特にその傾向が顕著なひとり親世帯対策として、2014年12月以降これまで公的年金と併給できなかった要件を見直し、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分を受給できるようになっている。また、2016年8月から、第2子および第3子以降の加算額が増額されるとともに、2017年4月からは子どもが2人以上の場合の加算額に対する物価スライド制の適用が導入された。

¹² ただし、社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2017：94）『平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書』では、退所世帯の87.9%が入所当初に福祉事務所が示した入所期限の見直し・更新が可能であったと回答している。行政機関の多くは独自に設定した入所期間を理由に退所を迫るわけではなく、世帯の状況に応じた柔軟な対応をとっているようである。

【参考文献】

阿部彩（2008）『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波書店。

荒川区役所（2003）「荒川区母子生活支援施設入所事務処理要綱」

（[https://www.city.arakawa.tokyo.jp/reiki_int/dlw_reiki/415909310301A00000NH/415909310301A00000NH.html](https://www.city.arakawa.tokyo.jp/reiki_int/dlw_reiki/415909310301A00000NH/415909310301A00000NH/415909310301A00000NH.html), 2017.12.25）。

厚生労働省（2002）「母子家庭等自立支援対策大綱」

（www.mhlw.go.jp/topics/2002/03/tp0307-3.html, 2017.12.25）.

厚生労働省（2017）「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」

（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188364.pdf>, 2017.12.25）.

厚生労働省（2017）「平成 28 年 国民生活基礎調査の概況」

（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf>, 2017.10.1）.

厚生労働省（2017）「ひとり親家庭等の支援について」

（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000100019.pdf>, 2017.12.25）.

堺恵（2010）「母子世帯に対するワークフェア政策の概観—2002年改革に関する先行研究を通して—」『龍谷大学大学院研究紀要 社会学・社会福祉学』17, 71-85.

社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2009）『平成 20 年度母子生活支援施設実態調査報告書』.

社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2015）『平成 26 年度母子生活支援施設実態調査報告書』.

社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会（2017）『平成 28 年度母子生活支援施設実態調査報告書』.

武藤敦士（2017）「ワークフェアか所得保障か—女性労働者問題から考える母子世帯の貧困—」大友信勝監修, 権順浩・船本淑恵・鵜沼憲晴編『社会福祉研究のころごし』法律文化社, 45-61.

湯澤直美（2005）「ひとり親家族政策とワークフェア—日本における制度改革の特徴と課題」社会政策学会編『若者—長期化する移行期と社会政策』社会政策学会誌第 13 号, 法律文化社, 92-109.

